

札幌市中小企業振興審議会委員を募集します

札幌市中小企業振興審議会は、中小企業振興施策について調査審議し、意見を述べるために設置されている機関で、札幌市が指名する委員と公募委員の合計 20 名以内により構成されます。

この度、公募委員に加わっていただく中小企業者を募集いたします。市内中小企業の振興に関心があり、経済活動の知識・経験等をお持ちの多くの方からのご応募をお待ちしています。

募集期間

令和 6 年 3 月 11 日（月）から令和 6 年 4 月 12 日（金）

■応募資格

本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者（札幌市中小企業振興条例第 2 条第 1 号に規定する中小企業者をいい、会社の場合はその代表者とする。）で、審議会委員に委嘱する日における満年齢が 18 歳以上である方（高校生は除く）。

■募集人数

1 名

■任期

委嘱日*から 2 年間

※委嘱日は令和 6 年 6 月頃を予定しています。

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、下記宛てに郵送、FAX 又は電子メールにてご送付ください。
なお、応募用紙は下記ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/top/topics/tyuusyokigyousinngikaikoubo.html>

■募集期間

令和 6 年 3 月 11 日（月）から令和 6 年 4 月 12 日（金）17 時 15 分まで（必着）

■選考

- ・応募書類による選考後、面接を行い決定します。（面接日時は別途ご案内します。）
- ・選考結果は後日郵便でご本人にお知らせします。
- ・応募書類は返却いたしません。
- ・応募者の個人情報、選考や結果通知など公募に関する事以外には使用いたしません。

■その他

- ・審議会委員は、地方公務員法に規定する「特別職の地方公務員」に該当しますので、「札幌市特別職の職員の給与に関する条例」等の適用を受けます。
- ・審議会委員は、審議会 1 回あたり 12,500 円の報酬が支給されます（令和 5 年 4 月 1 日現在）。
※ なお、報酬について、所得税分として、2,610 円/回を控除させていただきます。
- ・審議会の開催は年 1~2 回程度（1 回あたり 2 時間程度）を予定しており、審議は原則公開となります。

【お問い合わせ先・応募先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課企画係 吉田・亀苔(かめのり)

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL 011-211-2352 FAX 011-218-5130

E-mail keizaikikaku-kikaku@city.sapporo.jp

